



三郷市地域防災計画の概要 令和4年3月

三郷市地域防災計画は、災害対策基本法及び国の防災基本計画に基づき、三郷市にかかる災害に対処するための基本的・総合的な計画として策定するものです。

市では「第5次三郷市総合計画」におけるまちづくり方針として「安全でいつも安心して住めるまちづくり」を目指し、平成28年熊本地震、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風などの大規模災害の教訓や新型コロナウイルスへの対応、国・県の計画などの改正や被害想定の更新などの動向も踏まえ、次のような防災の基本理念をもって、防災への取り組みを進めています。

防災の基本理念

市民の生命と暮らしを守る防災都市の実現

防災の基本理念を踏まえた3施策

- 防災まちづくりの推進
- 災害時に即応できる防災体制の整備
- 行政と市民が一体となった防災体制の推進

三郷市地域防災計画の構成

本編

第1編
総則

・市の防災対策共通の総則編として、防災計画の基本方針、防災関係機関や住民、自主防災組織などの役割に関する事項のほか、市の自然・社会環境や、災害発生時の被害想定を記載しています。

第2編
予防計画

・地震災害、風水害の共通の予防計画編として、平常時から備えるべきことについて、都市整備や防災体制づくりなどを記載しています。また、大規模水害に対する予防計画についても記載しています。

第3編
震災対策計画

・地震発生時の応急対策について、発生後の時間の流れに考慮しながら記載しています。
・南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応や、首都直下地震対策の基本的な考え方を記載しています。

第4編
風水害対策計画

・風水害発生時の応急対策について、発生後の時間の流れに考慮しながら記載しています。
・竜巻、突風等に関する予防対策、応急対策について記載しています。

第5編
その他自然災害対策計画

・雪害と火山噴火降灰に関する予防対策、応急復旧対策について記載しています。

第6編
事故災害対策計画

・危険物等災害その他突発的な事案に係る大規模事故災害に関する予防対策、応急対策について記載しています。

第7編
災害復旧・復興計画

・被災者の生活再建、被災施設の復旧及び市街地の復興を図る対策について記載しています。

資料編

資料集

・条例、協定、要綱、図表類をとりまとめ、掲載しています。

様式集

・指定様式、災害対応の効率化を図る書式等を掲載しています。

市の防災対策共通の総則編として、防災計画の基本方針、防災関係機関や住民、自主防災組織などの役割に関する事項のほか、市の自然・社会環境や、災害発生時の被害想定を記載しています。

■ 防災計画の基本方針

「第5次三郷市総合計画」における防災に関するまちづくり方針及び施策体系を踏まえるものとします。

《まちづくり方針》

安全でいつも安心して住めるまちづくり

《施策の柱》

災害から市民の生命と財産を守る

《施策》

1. 強靱な防災基盤の構築
2. 風水害対策の強化
3. 消防体制の充実



訓練指導者養成講座の様子



避難所開設訓練の様子



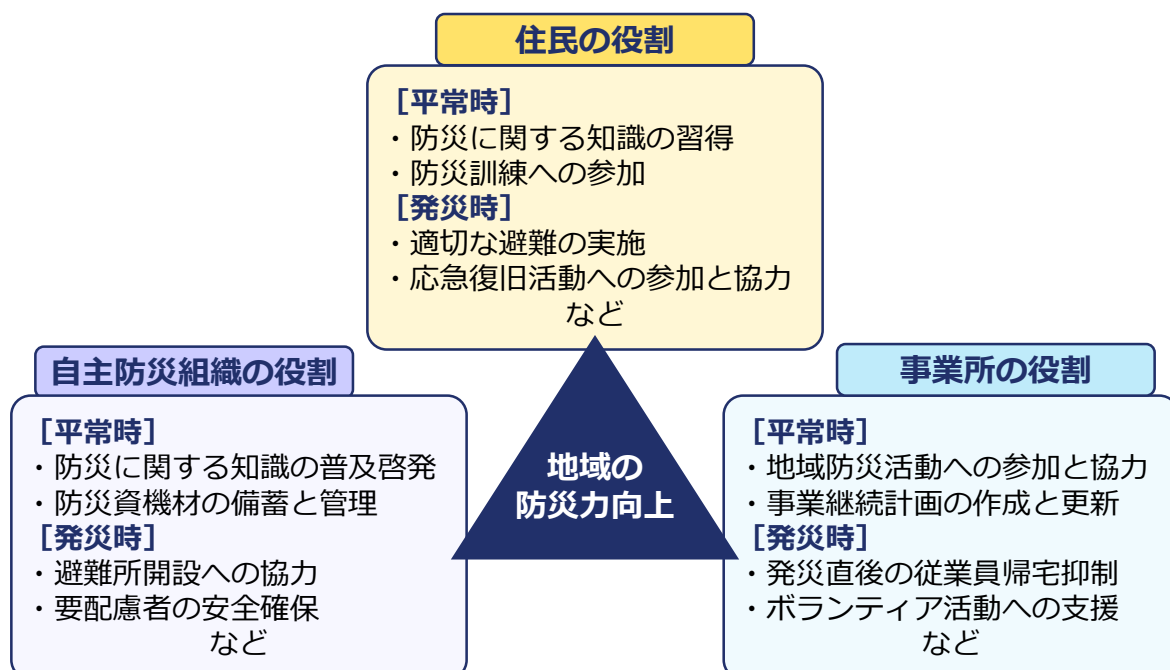
救命講習会の様子

■ 防災関係機関や住民、自主防災組織などの役割に関する事項

災害による被害を軽減し、及び拡大防止するために、

- ① 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- ② 住民の果たす役割
- ③ 自主防災組織の果たす役割
- ④ 事業所の果たす役割

をまとめ、明記しています。



■災害発生時の被害想定

地震災害

県が想定した5つの地震の中で、市に最も大きな被害をもたらすと考えられ、さらに、今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率が70%と非常に高く、首都圏全体への影響が甚大な「**東京湾北部地震（M7.3）**」の発生を**前提に、震災対策を計画**しています。

なお、被害想定については、人的被害、建物被害、火災被害、液状化、避難者など多岐にわたる項目の中で網羅的に検討しています。



「東京湾北部地震」が発生した場合、市における最大震度は**6強**と予想されています。

人的被害については、冬5時における**死者数が42人**と最も多く、負傷者数も同様の条件の時が402人と最も多くなっています。

建物被害は、**全壊棟数が1,189棟、半壊棟数が3,331棟**と予想されています。

予想されているライフライン被害では、**上水道の断水人口が18,181人、下水道の被害人口が33,779人**などとなっています。

三郷市内の被害想定

風速		8m/秒			風速		8m/秒		
時期及び時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕18時	時期及び時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕18時
人的被害	死者	42人	22人	29人	停電率	直後、火災なし	58.15%		
	負傷者	402人	209人	256人		1日後	8.87%	8.90%	9.03%
	うち重傷者	45人	24人	29人	通信	不通回線数	152回線	160回線	193回線
	要救助者数	231人	119人	158人		携帯電話不通率	0.3%	0.3%	0.4%
建物被害 <small>揺れ+液状化</small>	全壊棟数（全壊率）	1,189棟（4.0%）			ガス	供給停止率	100.0%		
	半壊棟数（半壊率）	3,331棟（11.3%）				全県復旧日	55日		
火災被害	出火件数（件）	0.7件	1.4件	3.9件	上水道	断水率（1日後）	13.8%		
	消火率	0.75%				断水人口	18,181人		
	焼失棟数	12件	24件	76件	下水道	被害率	36.1%		
	焼失率	0.03%	0.07%	0.21%		被害人口	33,779人		
液状化 <small>ランク別面積率</small>	極めて低い	1.9%			1日後の避難者数（人）		7,260人	7,313人	7,541人
	低い	4.6%			帰宅困難者数（平日12時）		16,751人		
	やや高い	22.4%			エレベータ停止率（直後）		17.8%		
	高い	71.1%							

■ 災害発生時の被害想定

風水害

風水害対策の方針を策定するため、これまでの浸水被害履歴、関係河川の氾濫シミュレーション結果を勘案し、風水害に備える具体的な対策目標を設定しています。

なお、想定に当たっては、市においてこれまでに起こった風水害に関する災害履歴を整理し、さらに関係機関が作成した**市に影響を及ぼす河川に関する浸水想定区域図**を参考に、**市に起こり得る最大規模の風水害**としています。



洪水害には溢水や堤防の決壊による外水氾濫と、堤内地の排水不良から起こる内水氾濫がありますが、**大きな被害が生じるのは大河川の外水氾濫**です。

市の立地する県東部は、平均標高の低い沖積低地が広く分布しており、**利根川、江戸川、中川及び荒川が氾濫した場合には、市への大きな影響が懸念**されます。

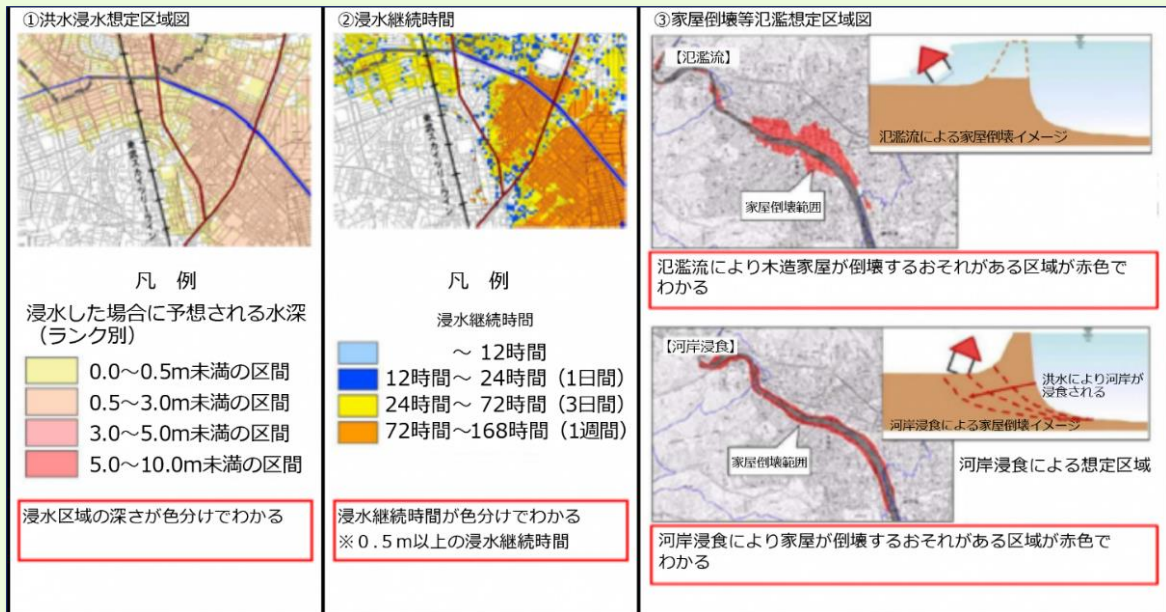
大規模水害の浸水想定

<p>利根川 が氾濫した場合</p>	<p>利根川の河口から右岸122.5km（五霞町）の場所が破堤した場合、約14時間後に氾濫水が市に到達し、約25時間後には、市域のほぼ全域が浸水する。</p>
<p>江戸川 が氾濫した場合</p>	<p>江戸川の河口から右岸27.5km（三郷市）の場所が破堤した場合、河川沿いの地域は瞬時に氾濫水が浸水し、約1時間後にはJR武蔵野線の北側の地域の広い範囲に氾濫水が広がり、約36時間後には、市域のほぼ全域が浸水する。</p>
<p>中川 が氾濫した場合</p>	<p>中川の河口から左岸30.5km（吉川市）の場所が破堤した場合、約9時間後に氾濫水が到達し、約48時間後には、市域のほぼ全域が浸水する。</p>
<p>荒川 が氾濫した場合</p>	<p>荒川の河口から左岸65.2km（鴻巣市）の場所が破堤した場合、約52時間後に氾濫水が到達し、約75時間後には、中川の東側、JR武蔵野線の南側から三郷放水路北側で囲まれた広い範囲で浸水する。</p>

水防法改正を踏まえた主な修正

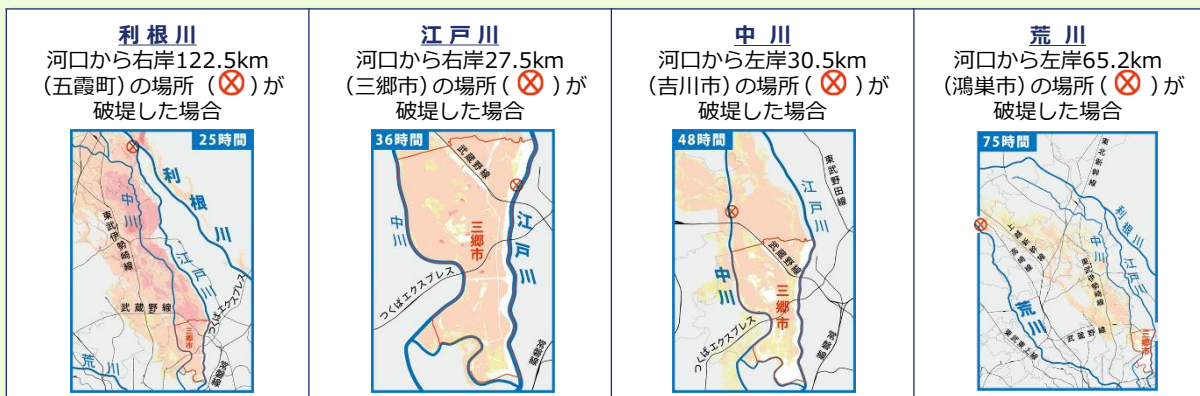
想定し得る最大規模降雨を前提とした浸水想定区域への対応 (p.1-52~57)

平成27年7月の改正前の水防法においては、河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨（計画降雨）を前提として洪水浸水想定区域図を作成するものとされていましたが、洪水氾濫による人的被害の軽減を図ることなどを目的として平成27年7月に水防法が改正され、**想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）を前提とした洪水浸水想定区域図**が新たに国及び県にて作成・公表されました。これをうけ、図面の種類と内容及び目的を整理しました。



市に洪水被害を及ぼすと予想されている4河川の**想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を参考に、市の浸水状況を河川ごと浸水深ごとに整理**しました。浸水深については、**0.5m以上の浸水深**でみると、**利根川、江戸川、中川の場合、市内のほぼ全域にわたる予想**です。一方、荒川の場合は、ほかの河川に比べると限られた範囲となる予想です。
なお、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を掲載した「三郷市水害ハザードマップ」は、平成31年3月に作成し、公表しています。

三郷市水害ハザードマップ 氾濫シミュレーション



その他の修正

数値（人口、住宅数等）の時点修正、災害履歴の追加（p.1-24~40）

自然・社会環境を示す、人口や世帯数の推移、住宅数、気象統計値、土地利用の現況などの**数値を更新**しました。

災害履歴については、三郷市に関連する下記の事例を追加しました。

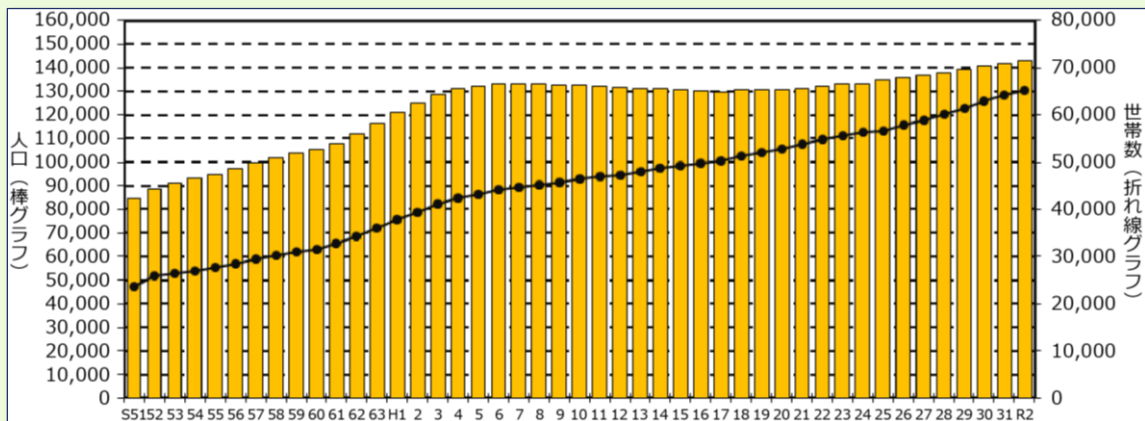
○水害履歴

- ・平成27（2015）年9月 台風第18号
- ・令和元（2019）年9月 令和元年房総半島台風
- ・令和元（2019）年10月 令和元年東日本台風

○風害履歴

- ・令和2（2020）年7月25日に発生した竜巻

人口、世帯数の推移



市内における風水害による被害



竜巻により小学校の正門が横倒しになった様子



竜巻により観客席の屋根が破損した様子
(セナリオハウスフィールド三郷)



令和元年房総半島台風により
倒木が発生した様子



令和元年房総半島台風により
電柱が倒壊した様子

地震災害、風水害の共通の予防計画編として、平常時から備えるべきことについて、都市整備や防災体制づくりなどを記載するとともに、大規模水害に対する予防計画についても記載しています。

■災害に強い都市環境の整備

市は、これまでに災害の危険性が大きいと想定される区域の把握に努め、土地区画整理事業等により避難場所となる公園の整備を進め、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきました。

今後も、これまでの事業の成果を踏まえつつ、安全な市街地の形成や公園等の防災空間の確保に努めるとともに、道路及び橋りょうの整備をより一層推進します。また、治水安全度の向上のため、河川及び下水道などの整備に加えて、調整池、調節池の設置及び流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等、総合的な治水対策を推進します。

防災減災核の充実



三郷市消防・防災総合庁舎

河川の治水安全度向上



三郷排水機場

■災害に強い防災体制の整備と住民等と行政の協力による防災対策

東日本大震災では、被災した自治体では行政機能が停止し、回復に時間を要する結果となりました。風水害においても、台風の大型化や局地的な集中豪雨、竜巻や突風等、予測が難しい中で迅速な対応が必要とされる災害が増加しています。

このように行政施設や職員が被災し、行政機能が大幅に低下する中でも迅速かつ的確に対応するため、災害発生直後あるいは災害発生のおそれが生じた段階で、**災害対応に必要な体制が迅速に確立**できるよう、職員の初動体制等の整備を行うとともに、訓練や防災知識の普及・啓発などにより、**住民等と行政が一体的に機能する防災体制の強化**を進めています。

住民等と行政が連携した
防災体制の強化と防災意識の高揚



三郷市総合防災訓練の様子

防災知識の普及・啓発



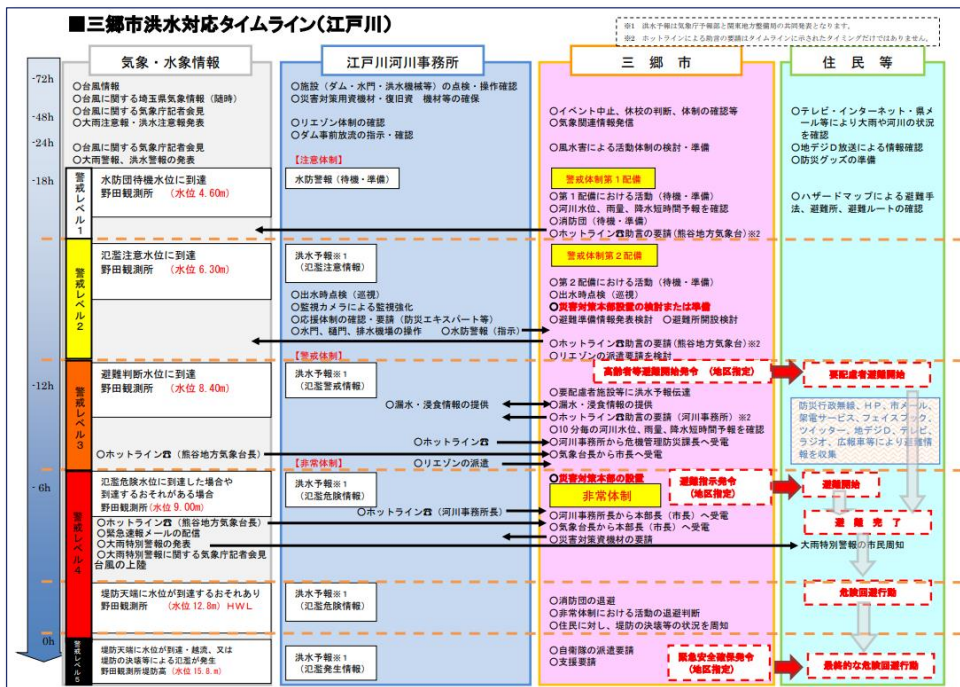
■大規模水害に係る予防計画

市では、**利根川、江戸川、中川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定**されています。これらの河川を含む市域の国・県管理河川では「『水防災意識社会再構築ビジョン』に基づく減災に係る取組方針」が定められており、これには、より実効性のある「**住民目線のソフト対策**」、「**洪水氾濫を未然に防ぐ対策**」及び氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「**危機管理型ハード対策**」について、各機関が取り組む内容を記載しています。

市では、これらの方針を踏まえ、以下の予防対策を講じています。

1. 適時・的確な避難の実現
2. 応急対策の強化と重要機能の確保
3. 地域の大規模水害対応力の強化
4. 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
5. 防疫及び水害による災害廃棄物処理対策

適時・的確な避難の実現



※タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目し、防災行動とその実施主体を、時系列で整理した計画です。市は、江戸川と中川の洪水発生を想定したタイムラインを策定しています。

地域の大規模水害対応力の強化



江戸川水防事務組合 水防演習(月の輪工法)

氾濫の抑制対策



新和調整池

災害対策基本法改正を踏まえた主な修正

個別避難計画作成の努力義務化 (p.2-140, 141)

令和元年東日本台風等において、高齢者等の避難に関する課題が顕在化したことにより、令和3年5月に災害対策基本法の改正（避難勧告と避難指示の一本化、市町村への避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成の努力義務化等）が行われたことを踏まえ、**個別避難計画の作成について明記**しました。

市はこれからも、避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て適切な避難行動をとるために必要な対策を講じてまいります。

水防法改正を踏まえた主な修正

①大規模氾濫減災協議会の創設 (p.2-12, 13)

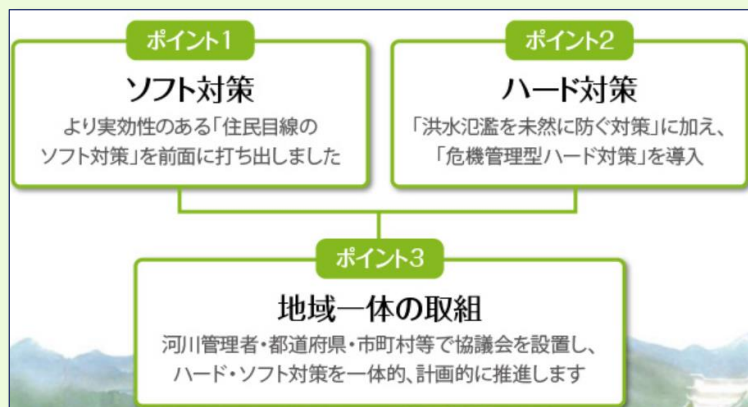
平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえ「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、令和2年度を目途に**水防災意識社会を再構築する取り組み**（ソフト対策・ハード対策）を行うことになりました。

加えて、平成29年6月の水防法の改正により、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するために「**大規模氾濫減災対策協議会**」制度が創設されました。

市は、大規模氾濫減災対策協議会の構成員として、関係機関と連携し減災目標を達成するため「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組方針を推進してまいります。



平成27年9月 関東・東北豪雨被害



出典) 国土交通省「水防災意識社会 再構築ビジョン」より引用 <https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/point.html>

②想定し得る最大規模降雨を前提とした浸水想定区域への対応 (p.2-13~15)

洪水浸水想定区域の指定について、計画降雨を前提とした内容から想定最大規模降雨を前提とした内容に修正しました。

市は、想定最大規模降雨により河川が氾濫した際の**浸水想定区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報伝達経路**など、**災害時に避難する住民にとって必要な情報をまとめた水害ハザードマップを作成し、平成31年3月に公表**しました。

市は、今後も皆様の安全のため、最新の情報提供に努めてまいります。

水防法改正を踏まえた主な修正

③要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施及び訓練結果の報告の義務化 (p.2-13, 14, 44)

市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者や管理者には、**利用者の避難確保に必要な計画の作成、訓練の実施及びその結果を市長に報告する義務**があることを明記しました。

過去の災害対応からの教訓を踏まえた主な修正

①災害廃棄物の適正処理体制の確保 (p.2-115, 116)

災害廃棄物発生後、速やかに対応するため、**災害廃棄物の仮置場候補地の選定や災害廃棄物を適正に処理するための体制を確保**することなどを明記しました。
市は、今後も衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備してまいります。

令和2年7月豪雨における災害廃棄物



出典) 環境省「災害廃棄物処理のアーカイブ」より引用 <http://kouikishori.env.go.jp/archive/>

②受援体制の整備 (p.2-64, 65)

大規模災害発生時等に**国や地方自治体など外部からの応援を円滑に受け入れられるようにするため、あらかじめ受入体制を整備**することを明記しました。

③住民自らの避難行動の理解促進 (p.2-15, 45)

- ハザードマップの配布又は回覧に際し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、**とるべき行動や適切な避難先を判断できる**よう住民の皆様に周知するよう努めること、また、以下に掲げるような避難に関する情報の意味の理解促進に努めることを明記しました。
 - 1.原則として、**安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない**こと。
 - 2.避難先として**安全な親戚・知人宅等も選択肢**となること。
 - 3.警戒**レベル4で「危険な場所から全員避難」**すべきこと。
- 市域の主要な河川である江戸川及び中川について、「水防災意識社会 再構築ビジョン（平成27年12月11日）」や「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（平成28年8月）」に基づき、**避難情報の発令に着目した三郷市洪水対応タイムライン※を作成し、公表**しています。※p.8の図を参照
- 住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムライン作成に関して県と連携し、パンフレットを作成、配布するなど、適切な避難行動に関する普及啓発に努めることを明記しました。

その他の修正

①動物の災害対策の普及啓発等 (p.2-149, 150)

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じるとともに、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されます。

保護された動物の飼い主特定や避難所において他の被災者とのトラブルを回避するためには、**災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要**です。

このような認識の下、市は、飼い主への動物の災害対策（所有者明示の措置や災害に備えたしつけなど）に関する普及啓発に努めることを明記しました。

②指定避難所、指定緊急避難場所、自主避難場所等の整備 (p.2-51~55)

《指定避難所》

震災時の避難場所の収容人員と水害時の避難場所として利用可能な施設をそれぞれ見直しました。

《指定緊急避難場所》

平成30年6月に市が災害対策基本法に基づき指定した指定緊急避難場所を明記しました。

《自主避難場所》

市民からの問合せ状況や台風の規模及び雨の状況などをかんがみて、河川の氾濫など大規模災害が発生する可能性は低いものの、台風の接近による大雨などにより、自宅に留まっていることが不安で自主的に避難を希望する市民の方が多い場合に備えて、市内の公共施設を自主避難場所として開設することを明記しました。

市は、指定緊急避難場所、指定避難所等について、案内標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合は、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知を図ってまいります。

③まるごとまちごとハザードマップの導入 (p.2-16)

生活空間である**市街地の電柱などに河川が氾濫した場合の想定浸水深等の情報を標示する「まるごとまちごとハザードマップ」**を導入し、住民が自ら生活する地域の洪水の危険性を実感することによって、**日頃からの水害に対する備えの啓発と危機意識の醸成に努める**ことを明記しました。

まるごとまちごとハザードマップ



地震発生時の応急対策について、発生後の時間の流れに考慮しながら記載しています。また、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応や、首都直下地震対策の基本的な考え方を記載しています。

■ 震災応急対策計画

1. 活動体制の確立

市内で震度4～5強以上を観測したときに、**迅速かつ的確な災害応急対策を遂行するため、震度に応じた体制（警戒体制・緊急体制・非常体制）を配備**します。

2. 発災初期における災害応急対策活動

地震発生からおおむね3日目までを「発災初期」と定め、災害応急対策活動として、広報活動や医療救護、避難活動、水・食料の供給等について定めています。

市内で地震が発生し、**県南部で震度5弱以上を計測した場合は、市防災行政無線を通じて住民の皆様へ伝達**します。また、地震直後の住民の皆様への広報は、できる限り迅速に、かつ、広報車や三郷市メール配信サービス、Lアラートなどあらゆる効果的な手段を用いて実施するよう努めます。

3. 救援期における災害応急対策活動

地震発生からおおむね3日目以降を「救援期」と定め、災害応急対策活動として、避難所の運営や住宅の修理、応急仮設住宅の建設等について定めています。

救援期における災害応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になると想定されます。情報の収集や共有を通じ、**住民の皆様のニーズに即した活動を行うための体制や手順等について定めて**います。

■ 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

南海トラフ地震が発生した場合、市では最大で震度5強程度が想定されています。

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、直ちに庁内及び防災関係機関に情報を伝達します。

また、住民の皆様に対して日頃からの地震への備えの再確認をすることや一定期間できるだけ安全な行動をとることなど、適切に対応するよう呼びかけるとともに、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかけます。

■ 首都直下地震対策特別措置法に伴う対策の推進

首都直下地震が発生した場合、市では最大で震度6強が想定され、首都直下地震対策特別措置法において緊急対策区域に指定されています。

市は、首都直下地震の発生による甚大な被害を受ける中においても、**市民の生命、身体、及び財産の安全を確保し、社会的混乱を防止するため、市の被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる**とともに、政府及び県による各種計画の作成及び各種計画に基づく事業の実施状況を踏まえ、市としての首都直下地震対策の推進を図ってまいります。

災害対策基本法改正を踏まえた主な修正

①避難情報の改正（p.3-112～116）

令和3年5月20日から避難勧告が廃止され、避難指示に統一されました。
これを踏まえた計画の修正をするとともに、下記の通り避難行動の分類を整理しました。

住民の皆様は避難情報の発表に際しては、下記の事項に留意した行動をとることを心掛けてください。

- 指定緊急避難場所等への「立退き避難」が原則であること
- 上階への移動や高層階に留まること等により計画的に身の安全を確保することが可能であると自ら判断できる場合は「屋内安全確保」をとること
- 災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況にある場合は「緊急安全確保（高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等）」をとること

②道路管理者による緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策の見直し（p.3-98）

災害対策基本法の改正を踏まえ、道路管理者は放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、下記の行動をとることを明記しました。

- 緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うこと
- 運転者がいない場合等には、道路管理者が自ら車両の移動等を行うこと

災害救助法改正を踏まえた主な修正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用（p.3-60）

これまでは、災害が発生する前段階では災害救助法を適用できませんでしたが、災害救助法の改正により、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示された場合には、知事の判断により災害救助法を適用し、避難所の供与や要配慮者避難のための輸送などを行うことが可能になりました。

埼玉県地域防災計画修正を踏まえた主な修正

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画（p.3-220～227）

気象庁は、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始し、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行わないことになりました。「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に発表されます。

この情報が発令された際の対応等について、県地域防災計画の修正を踏まえ、市地域防災計画もあわせて修正を行いました。

これまで市地域防災計画第3編第2章に記載していた「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」は、資料編に記載することとしました。

過去の災害対応からの教訓を踏まえた主な修正

①避難所外避難者への支援 (p.3-182)

平成28年4月の熊本地震では、避難所外避難者について、エコノミークラス症候群による震災関連死の発生などの課題が顕在化しました。そこで、**やむを得ず車中等に避難している被災者に対しても状況把握及び支援を行う**とともに、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施することなど、具体的な対応を明記しました。

②広域応援に関する制度の整理 (p.3-40, 41)

広域応援に関する制度を整理し、明記しました。

《埼玉県・市町村人的相互応援制度》

被災した県内の市町村が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合に、県や県内の他市町村等合同の「彩の国災害派遣チーム」を派遣し、支援する制度

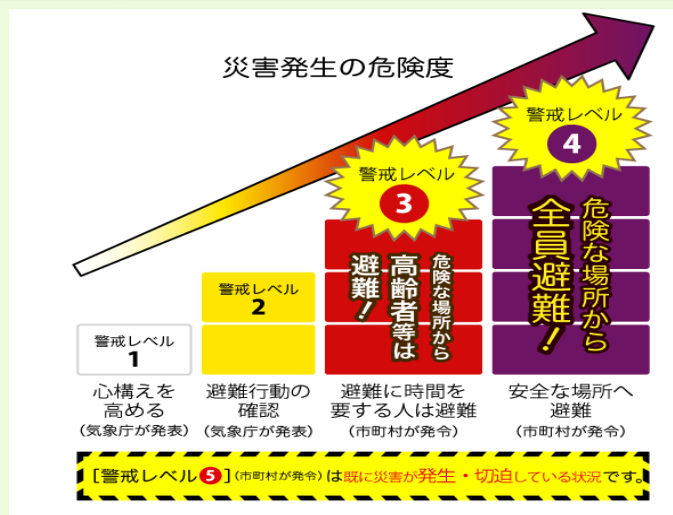
《応急対策職員派遣制度》

県内自治体の相互応援だけでは、完結して災害対応業務を実施することが困難な場合に、県外自治体による応援職員の派遣を行う制度

③警戒レベルを用いた防災情報の発信 (p.3-113)

警戒レベル3～5を用いた防災情報の発信について整理し、明記しました。

避難情報	居住者等がとるべき行動
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難



出典) 政府広報オンライン「『警戒レベル4』で危険な場所から全員避難！5段階の『警戒レベル』を確認しましょう」より引用

過去の災害対応からの教訓を踏まえた主な修正

④住宅の応急修理の対象拡大への対応 (p.3-199)

令和元年8月の豪雨災害や令和元年房総半島台風による災害により、極めて多くの家屋に被害が生じ、被災者の日常の生活に著しい支障が生じたことから、災害救助法による**住宅の応急修理の対象が拡大されました**のでそれに関する内容を追記しました。

全壊（※）	大規模半壊	半壊	半壊に至らない（一部損壊）
住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合			
50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	20%未満
※ 全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は支援の対象となる。		10%以上 20%未満 応急修理の支援対象 (制度の対象を拡充)	10%未満 応急修理の対象外

出典) 災害救助法による住宅の応急修理制度の対象拡充「令和2年版防災白書」より引用

その他の修正

①組織機構改善に伴う災害対策本部の組織体制及び分掌事務の見直し (p.3-7~15)

より効果的な災害対応を行うため災害対策本部の組織体制と分掌事務を見直しました。

②避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に関する見直し(p.3-179, 180)

新型コロナウイルスを含む感染症伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に**避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう**「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月県作成）に沿って、以下のような対策を検討し、明記しました。

- 避難所受付時の避難者の健康状態の確認
- 避難所レイアウトの検討（世帯間で2mの間隔を確保）
- 避難者の健康管理（保健師等による避難所の巡回）
- 発熱者等の専用スペースの確保
- マスク、消毒液、非接触型体温計、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資の準備 など

市では**避難所開設訓練も実施**しており、より実効的な対策の検討や職員への手順の習熟を図っております。

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設訓練



受付訓練



専用スペース作成

風水害発生時の応急対策について、発生後の時間の流れを考慮しながら記載しています。また、竜巻、突風等に関する予防対策、応急対策について記載しています。

■風水害応急対策計画

大規模な風水害が発生すると、家屋の倒壊、浸水や火災の発生、道路・交通網の寸断等の二次災害の多発を伴い、住民の皆様へ重大な影響を与えることが想定されます。

このため、市は風水害の特性を考慮した応急対策活動を実施し、住民の皆様の生命と財産への被害を最小限とするよう努めます。

1. 活動体制の確立

下表の配備基準に基づき、**迅速かつ的確な災害応急対策を遂行するため、適切な体制を配備**します。

活動体制	配備基準	動員体制
警戒体制 第1	気象警報が発令され、災害発生が予測される場合。 又は、中川は吉川水位観測所、江戸川は野田水位観測所において、 水防回待機水位に到達し、さらに水位の上昇が予測される場合。 (警戒レベル1)	情報収集、 予防対策に必要な職員
警戒体制 第2	内水氾濫により浸水被害等が発生又は発生が予測される場合。 又は、中川は吉川水位観測所、江戸川は野田水位観測所において、 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が予測される場合。 (警戒レベル2)	情報収集、 応急対策、 被害調査に必要な職員
非常体制	外水氾濫のおそれがある場合又は避難情報が発令された場合又は大規模な風水害が発生した場合。 又は、中川は吉川水位観測所、江戸川は野田水位観測所において、 氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合。 (警戒レベル4)	全職員

2. 警戒期における災害応急対策活動

風水害は、地震災害とは異なり、一定程度事前に予期できるという特徴があります。

これを踏まえ、**台風の接近等により風水害の発生が予想される際は、市は、熊谷地方气象台と連携を密にし、防災気象情報の内容に十分留意しながら、状況に応じて、自主避難場所の開設や避難情報の発令、避難誘導などの災害応急対策活動を実施**するなど、住民の皆様の生命・財産への被害を最小限とする体制を整えます。

なお、**避難情報の発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りをおそれず、適切なタイミングで行います。また、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合において、住民の皆様に避難情報を伝達する際には、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、多様な伝達手段を用いて、わかりやすく適切に状況を伝達するよう努めます。**

3. 発災初期における災害応急対策活動

災害発生からおおむね3日目までを「発災初期」と定め、災害応急対策活動として、広報活動や医療救護、避難所の開設、水・食料の供給等について定めています。

災害発生直後の住民の皆様への広報は、できる限り迅速に、かつ、広報車や三郷市メール配信サービス、Lアラートなどあらゆる効果的な手段を用いて実施するよう努めます。

4. 救援期における災害応急対策活動

災害発生からおおむね3日目以降を「救援期」と定め、災害応急対策活動として、避難所の運営や住宅の修理、応急仮設住宅の建設等について定めています。

救援期における災害応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になると想定されます。情報の収集や共有を通じ、**住民の皆様のニーズに即した活動を行うための体制や手順等について定めて**います。

■ 竜巻・突風等対策計画

竜巻等の突風は、狭い範囲で突発的に発生することが多く、局地的・短時間に甚大な被害をもたらします。一方で、その発生を予測することが困難であることも事実です。

このため、市は、竜巻や突風等について、住民の皆様への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じます。

具体的な取り組み

- 竜巻等への適切な対処法の普及
- 竜巻等に関する情報や被害情報などの収集と伝達
- 災害廃棄物処理
- 避難所の開設・運営 など



災害対策基本法改正を踏まえた主な修正

①避難情報の改正 (p.4-85~94)

令和3年5月20日から**避難勧告が廃止され、避難指示に統一**されました。
これを踏まえた計画の修正をするとともに、下記の通り**避難行動の分類を整理**しました。

住民の皆様は避難情報の発表に際しては、下記の事項に留意した行動をとることを心掛けてください。

- **ハザードマップに掲載されている洪水浸水想定区域や、区域外であっても、中小河川沿いや局所的な低地などの災害リスクがあると考えられる地域にお住まいの方は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」が原則であること**
- **自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域にないことや、浸水しない居室があることなどの条件を満たしている場合**で、上階への移動や高層階に留まること等により計画的に身の安全を確保することが可能であると自ら判断できる場合は**「屋内安全確保」をとること**
- **災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況にある場合は「緊急安全確保**（高所への移動、近隣の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等）」**をとること**

令和3年5月20日から
避難指示で必ず避難
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保 ^{※1}	災害発生情報 (発生を確信したときに発表)
4	避難指示 ^{※2}	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難 ^{※3}	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 内閣府の発表は災害対策に即座に 대응できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず緊急安全確保に引き上げられた。
※2 避難指示は、これまでの避難情報のイメージで発表されることにはなりません。
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて避難行動を促すためであり、避難の準備をしたり、危険を感じたときに自主的に避難するイメージです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

「避難」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所への立退き避難

安全な親戚・知人宅への立退き避難

安全なホテル・旅館への立退き避難

屋内安全確保

管段からどう行動するか決めておきましょう

3つの条件が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- 1 避難準備等氾濫想定区域に入っていない(入っていない)
- 2 浸水より階層が高い
- 3 水がひくまで数分でも、家具などの破損が十分(十分は4分)

出典) 内閣府 防災情報のページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年5月)」より引用

災害対策基本法改正を踏まえた主な修正

②広域避難の協議等 (p.4-87)

災害対策基本法の改正により、災害が発生するおそれがある段階における広域避難の協議や居住者等の運送の要請ができるようになりました。

市は、**大規模な水害が発生するおそれがある場合、県内他市町村の指定緊急避難場所その他の避難場所への要避難者の避難を行うため、当該県内他市町村長に対して広域避難の協議を実施**し、住民の皆様の安全を確保します。

また、他の都道府県の市町村への広域避難については、県に対し当該他の都道府県との協議を求めます。

なお、県災害対策本部に対して要避難者の移送を要請する場合は、以下の点に配慮し対応します。

- 市外への避難者の把握（氏名、避難先等）
- 指定された避難場所への輸送
- 市外へ避難した者への広報（情報提供）

③道路管理者による緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策の見直し (p.4-137)

災害対策基本法の改正を踏まえ、道路管理者は放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、下記の行動をとることを明記しました。

- **緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う**こと
- **運転者がいない場合等には、道路管理者が自ら車両の移動等を行う**こと

災害救助法改正を踏まえた主な修正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用 (p.4-59)

これまでは、災害が発生する前段階では災害救助法を適用できませんでしたが、災害救助法の改正により、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示された場合には、知事の判断により災害救助法を適用し、**避難所の供与や要配慮者避難のための輸送などを行うことが可能**になりました。

過去の災害対応からの教訓を踏まえた主な修正

①避難所外避難者への支援 (p.4-215)

平成28年4月の熊本地震では、避難所外避難者について、エコノミークラス症候群による震災関連死の発生などの課題が顕在化しました。そこで、**やむを得ず車中等に避難している被災者に対しても状況把握及び支援を行う**とともに、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施することなど、具体的な対応を明記しました。

過去の災害対応からの教訓を踏まえた主な修正

②広域応援に関する制度の整理 (p.4-39, 40)

広域応援に関する制度を整理し、明記しました。

◀埼玉県・市町村人的相互応援制度▶

被災した県内の市町村が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合に、県や県内の他市町村等合同の「彩の国災害派遣チーム」を派遣し、支援する制度

◀応急対策職員派遣制度▶

県内自治体の相互応援だけでは、完結して災害対応業務を実施することが困難な場合に、県外自治体による応援職員の派遣を行う制度

③警戒レベルを用いた防災情報の発信 (p.4-88)

警戒レベル3～5を用いた防災情報の発信について整理し、明記しました。

避難情報	居住者等がとるべき行動
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難

④住宅の応急修理の対象拡大への対応 (p.4-232)

令和元年8月の豪雨災害や令和元年房総半島台風による災害により、極めて多くの家屋に被害が生じ、被災者の日常生活に著しい支障が生じたことから、災害救助法による**住宅の応急修理の対象が拡大されました**ので、それに関する内容を追記しました。

災害救助法による住宅の応急修理制度の対象拡充

全壊 (※)	大規模半壊	半壊	半壊に至らない (一部損壊)
住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合			
50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	20%未満
(※) 全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は支援の対象となる。		10%以上 20%未満	10%未満
		応急修理の支援対象 (制度の対象を拡充)	応急修理の対象外

出典) 災害救助法による住宅の応急修理制度の対象拡充「令和2年版防災白書」より引用

その他の修正

①組織機構改善に伴う災害対策本部の組織体制及び分掌事務の見直し (p.4-7~15)

より効果的な災害対応を行うため、災害対策本部の組織体制と分掌事務を大幅に見直しました。

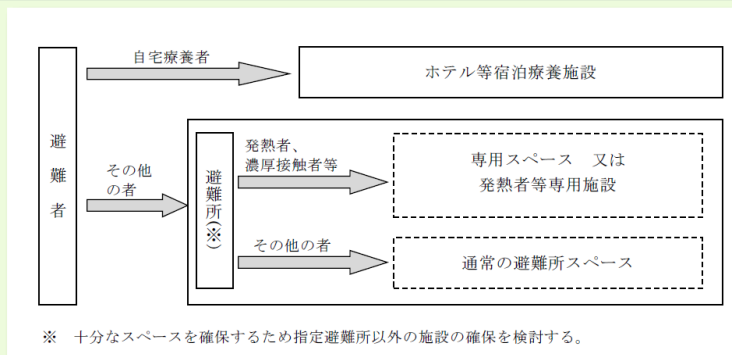
②避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に関する見直し (p.4-211, 212)

新型コロナウイルスを含む感染症伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に**避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう**「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月県作成）に沿って、以下のような対策を検討し、明記しました。

- 避難所受付時の避難者の健康状態の確認
- 避難所レイアウトの検討（世帯間で2mの間隔を確保）
- 避難者の健康管理（保健師等による避難所の巡回）
- 発熱者等の専用スペースの確保
- マスク、消毒液、非接触型体温計、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資の準備 など

市では**避難所開設訓練も実施**しており、より実効的な対策の検討や職員への手順の習熟を図っております。

健康状態に合わせた避難者の振り分け



新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設訓練



受付訓練



専用スペース作成

③自主避難場所の開設 (p.4-96)

市は、市民からの問合せ状況や台風の規模及び雨の状況などをかんがみて、河川の氾濫など大規模災害が発生する可能性は低いものの、台風の接近による大雨などにより、自宅に留まっていることが不安で自主的に避難を希望する市民の方が多い場合に備えて、市内の公共施設を自主避難場所として開設することを明記しました。

雪害と火山噴火降灰に関する予防対策、応急復旧対策について記載しています。

■雪害対策計画

平成26年2月に発生した大雪により、県内では、秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となりました。

本計画は、雪害に係る予防、応急・復旧対策等を実施することにより、住民の皆様の生命、身体及び財産を雪害から保護することを目的に定めています。

1. 雪害に係る予防

大量の降雪により発生する積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車事故）等による影響を最小限に抑えるための対策を講じるため、以下の予防対策を講じます。

- 情報収集・伝達体制の整備
- 資機材等の備蓄整備
- 避難場所の整備
- 住民の皆様への雪害への備えの啓発
- 道路交通機能の整備 など



2. 雪害に係る応急対策

雪害の発生に際しては、熊谷地方気象台より降雪及び積雪に関する情報を収集し、状況に応じて、被害を最小限とするための体制を構築し、応急対策を行います。

具体的には、**住民の皆様への注意喚起、帰宅困難者対策、救助・救急活動、医療・救護活動、除雪作業、要配慮者対策、ライフライン機能の確保**など、住民の皆様の生命の維持及び生活確保に必要な応急対策を実施します。

■火山噴火降灰対策計画

富士山が噴火した場合は、市域に2cm～10cm程度の降灰が想定され、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されています。

本計画では、富士山及び浅間山の噴火による降灰が市民生活等に与える影響を最小限にするための対策について、「予防」「応急・復旧対策」の観点で明記しています。

1. 予防

- 住民の皆様への火山噴火に関する知識の普及活動
- 農産物等への被害軽減や降灰処理などの予防対策の検討
- 食料・水・生活必需品の備蓄 など

2. 応急・復旧対策

- 警備・交通規制
- 避難所開設・運営
- 農業復旧支援
- 火山灰の除去・回収・処理 など



危険物等災害その他突発的な事案に係る大規模事故災害に関する予防対策、応急対策について記載しています。

■ 事故災害対策計画

市において起こり得る大規模事故災害を、市域における発生の有無、及び発生した場合の既存の市防災計画による対応の可否について検討し、下記の通り選定しました。本計画では、この検討結果を踏まえ、対策計画を策定しています。

市において発生が懸念される事故災害

事故災害	内容
危険物等災害	市内には火薬類を除く危険物等の施設があり、事故災害についてはこれら各施設を対象にした災害対策計画を策定する。
道路災害	市は東京都及び千葉県との境界に位置し、市内には三郷JCTを介して東京外環自動車道、首都高速三郷線及び常磐自動車道が通り、交通の要所となっている。 市が対象とする道路災害は、これら市内を通る幹線道路等に対する災害を対象とする。
鉄道事故	市には、これまでJR武蔵野線が通り、三郷駅と新三郷駅の2つの駅があったが、平成17年8月に秋葉原とつくば間の全長58.3kmを結ぶつくばエクスプレス（首都圏新都市鉄道株式会社）が開通し三郷中央駅が開設された。 市が対象とする鉄道事故はこれらの鉄道路線に対する事故を対象とする。
放射性物質及び原子力発電所事故災害	核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、市を通る自動車道路を利用して核燃料物質が運ばれることにより輸送に伴う事故の発生が考えられる。 市が対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質関連事故災害とする。

1. 危険物等事故災害対策計画

危険物、高圧ガス及び毒物・劇物類により大規模な事故等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力で災害応急対策を行うための対策計画を定めています。

2. 道路災害対策計画

地震や水害その他の理由によりトンネルの崩壊、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定めています。

3. 鉄道事故対策計画

列車の衝突、脱線、転覆その他の事故による多数の死傷を伴う鉄道災害の発生予防や、大規模事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定めています。

4. 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

県内に原子力施設は立地しておらず、また、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域にも含まれておりませんが、本県から80キロメートル強の位置にある東海第二原子力発電所や福島第一・第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が県の周囲に立地していることから、対策計画を策定しています。

本計画では、放射性物質が一般環境中に飛散する等の事故が発生した際に、迅速かつ円滑な対応を図るため、その予防対策、応急対策、復旧対策について定めています。

被災者の生活再建、被災施設の復旧及び市街地の復興を図る対策について記載しています。

■災害復旧・復興計画

1. 公共施設の復旧・復興計画

災害発生後は、被災した施設の原形復旧に併せて、再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を実施する等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧・復興を目標にその実施を図る必要があります。

本章では、発災後速やかな復旧・復興を推進するための**方針、計画の策定**や**復旧・復興事業の実施**に関することなどを明記しています。



東日本大震災時における復旧作業の様子

2. 被災者の生活再建支援

大規模な災害により多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、このような社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因ともなります。

このため、市は、被災者等の生活再建に向け、**住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築**に加え、**生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援**を講じます。

具体的には、罹災証明書の発行や生活相談の実施、災害援護資金等の貸付、被災者生活再建支援制度の活用、職業の斡旋についての国への要請などの支援を実施します。

3. 激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化、及び罹災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（激甚法）が制定されています。

この法律は激甚災害と指定された災害を対象に、**国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、罹災者に対する特別の助成措置**を内容にしています。

市長は、災害が発生した場合は、その災害の状況、及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告し、知事は内閣総理大臣に報告します。

内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞いた上で、激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することになり、これにより必要な財政援助措置がとられることとなります。

本章では、迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、できる限り早く、市が激甚災害の指定及び激甚法による財政援助の手続きを進めることについて明記しています。

①埼玉県・市町村被災者安心支援制度の拡充への対応 (p.7-24)

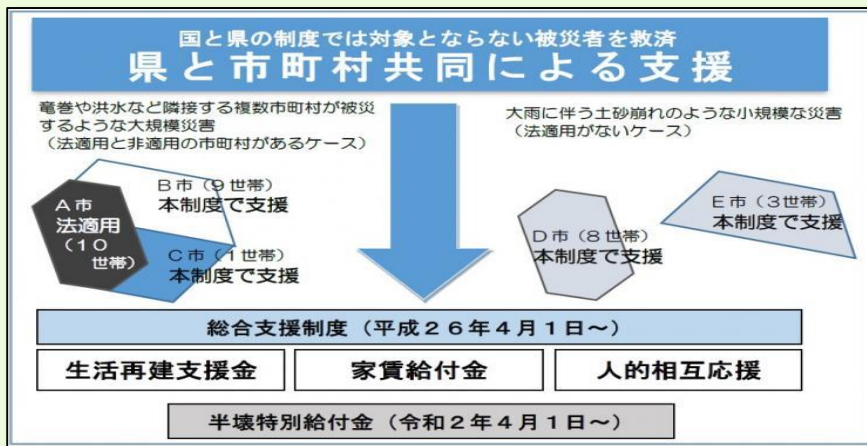
法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で同一災害にもかかわらず一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合があります。

このため、県と市の相互扶助により、**被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした制度が平成26年度に創設されました。**

制度創設後も全国的に局地的な災害が相次ぎ、平成29年台風21号では県内においても現行制度で救済できない被災者の方々が多数いらっしゃったため、県と県内全市町村で検討し、**半壊世帯に対しても支援を行えるように制度が拡充されました**（令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

また、令和2年12月の支援法の改正により、中規模半壊世帯に対する支援が新たに設けられ、支援法と同様の支援を行う制度趣旨から**中規模半壊世帯に対しても支援を行えるように制度が見直されました**（令和3年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。これらの制度拡充を踏まえ、本計画においても内容を追記しました。

埼玉県・市町村被災者安心支援制度の内容



出典) 埼玉県「埼玉県・市町村被災者安心支援制度について」より引用 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/anshinshien.html>

支援法による被災者生活再建支援金支給額

被災世帯の区分	損害割合(※)	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

出典) 被災者生活再建支援金支給額「令和3年版防災白書」より引用

②住家の被害認定基準の更新への対応 (p.7-17)

災害に係る住家の被害認定基準が、下記の通り更新されたため、市地域防災計画においても参考として明記しました。

- 「準半壊」の創設
 (災害救助法の改正による住宅の応急修理の対象拡充(令和2年3月)による)
- 「中規模半壊」の創設
 (支援法の改正による支援の対象拡充(令和2年12月)による)

■資料集

条例、協定、要綱、図表類をとりまとめ、掲載しています。

【資料1（条例、協定等）】

「三郷市防災会議条例」、「三郷市災害対策本部条例」、
 「災害に対する相互応援及び協力に関する協定
 （草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）」、
 「災害時相互応援協定（三郷市、安曇野市、三郷町）」、
 「三郷市罹災証明書等交付要綱」、「三郷市被災建築物応急危険度判定要綱」、
 「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」など

【資料2（図表類）】

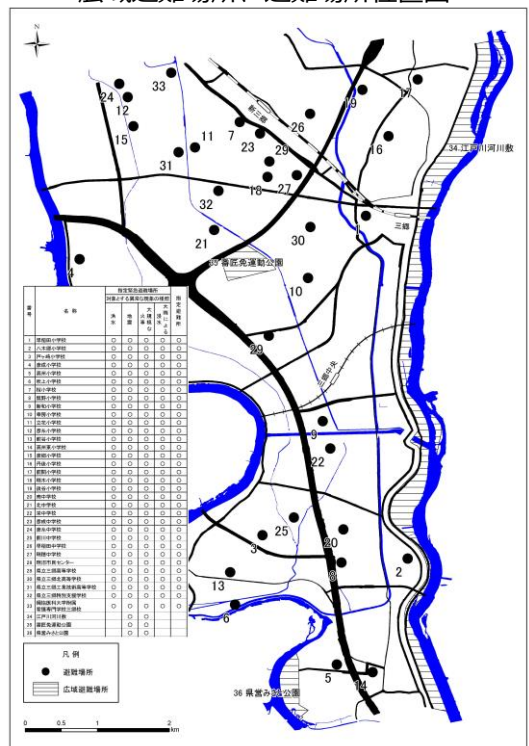
「関係機関連絡先一覧」、「防災協定締結事業者一覧」、「自主防災組織一
 覧」、「広域避難場所、避難場所位置図」、「緊急輸送道路網図」、「医療施
 設一覧」、「物資・資機材備蓄状況」、「生活再建援護制度」、「浸水想定区
 域内の要配慮者利用施設」など

■様式集

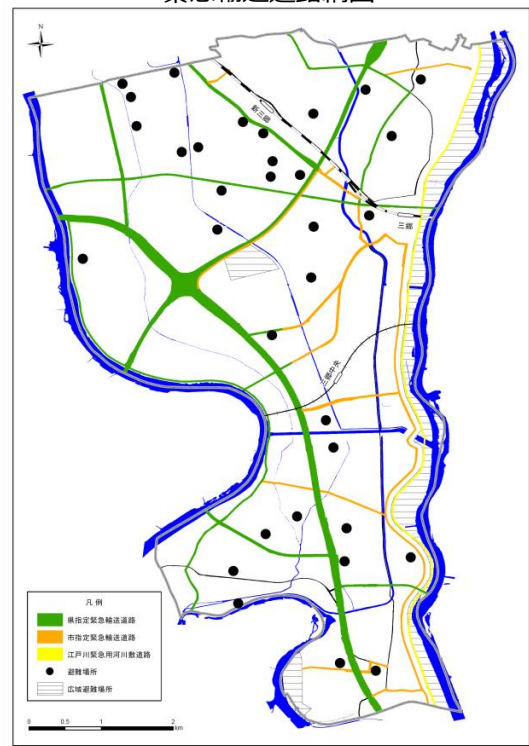
指定様式、災害対応の効率化を図る書式等を掲載しています。

「参集職員報告書」、「被害状況受付表」、「自衛隊災害派遣要請書」、「罹災証明
 書交付申請書」、「罹災申告受理証明書交付申請書」、「罹災証明書」、「罹災申告
 受理証明書」など

広域避難場所、避難場所位置図



緊急輸送道路網図



水防法改正を踏まえた主な修正

想定し得る最大規模降雨を前提とした浸水想定区域への対応 (p.資料2-53~65)

水防法が改正され、**想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）を前提とした洪水浸水想定区域図が新たに国及び県にて作成・公表されました。**
これを踏まえ、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の見直しを行いました。

埼玉県地域防災計画修正を踏まえた主な修正

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画 (p.資料1-64~95)

気象庁は、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始し、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行わないことになりました。

これを受けた県地域防災計画の修正を踏まえ、市地域防災計画第3編第2章の「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画」に修正し、従前の「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」は資料編に記載することとしました。

過去の災害対応からの教訓を踏まえた主な修正

被災者生活再建支援制度の拡充への対応 (p.資料2-46)

被災地の住まいの再建の迅速化を図るため、令和2年12月に被災者生活再建支援法が改正され、支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（「中規模半壊世帯」）が追加されました。

これを踏まえ、資料編において関連する内容の修正を行いました。
 （下表中、主な修正箇所は赤字）

支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの			
	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満			
中規模半壊の支援金額	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
	支給額	100万円	50万円	25万円

その他の修正

埼玉県・市町村被災者安心支援制度の拡充への対応 (p.資料2-47, 48)

半壊世帯及び中規模半壊世帯への支援を行えるように制度が見直されました。
 （詳細については、p.25参照）
 これらの制度拡充を踏まえ、資料編において関連する内容の修正を行いました。

お問い合わせ

三郷市危機管理防災課

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648番地1

TEL : 048-930-7832 (直通)